令和６年第４回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（令和６年１２月５日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

◎出席議員（１８名）

議長	１番	加　澤　　明	君
副議長	１０番	佐々木　卓　也	君
	２番	浅　野　一　朗	君
	３番	小比類巻　大晃	君
	４番	久保田　隆　二	君
	５番	舩　見　昌　功	君
	６番	小比類巻　孝幸	君
	７番	鈴　木　重　正	君
	８番	遠　藤　泰　子	君
	９番	下　山　光　義	君
	１１番	奥　本　菜保巳	君
	１２番	澤　口　正　義	君
	１３番	瀬　崎　雅　弘	君
	１４番	西　村　盛　男	君
	１５番	春　日　洋　子	君
	１６番	小比類巻　雅彦	君
	１７番	馬　場　騎　一	君
	１８番	堤　　喜一郎	君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（１５名）

市長	小檜山　吉　紀	君
副市長	米　田　光一郎	君
総務部長	織　笠　一　任	君
政策部長	田　中　　浩	君
財務部長	吉　村　聖　毅	君
市民生活部長	田　中　　誠	君
健康福祉部長	大　塚　勤　光	君
経済部長	坂　岡　敏　行	君
建設部長	沼　辺　慎　也	君
上下水道部長	角　　貴　浩	君
総務部参事兼秘書課長	種　市　俊　之	君
三沢病院事務局長	遠　藤　恵　介	君
消防長	髙　田　義　一	君
教育長	山　内　康　之	君
教育部長	岡　部　章　典	君

◎職務のため出席した職員

事務局長	長　根　正　登	君
副参事兼次長	冨　田　暁　史	君
議事総務係長	三　上　雅　代	君
主査	中　嶋　泰　史	君

午前１０時００分　開議

○議長（加澤　明君）　おはようございます。

出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、タブレットに配信しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（加澤　明君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

船見昌功議員の登壇を願います。

船見議員。

○５番（船見昌功君）　おはようございます。市民クラブの船見昌功でございます。

通告に従いまして、市政に対する一般質問をさせていただきます。

初めに、行財政問題としまして、令和７年度当初予算についてお伺いいたします。

内閣府によれば、我が国経済はこのところ足踏みも見られるが、緩やかな回復が続いている。今後についても、３３年ぶりとなる高水準の賃上げや好調な企業収益、また定額減税をはじめとする各種政策効果に支えられ、円安等に伴う輸入物価の上昇の影響等には注意する必要があるものの、民間需要主導の緩やかな回復が続くと見込まれると現状を分析しております。

また、政府は、令和６年６月２１日に経済財政運営と改革の基本方針２０２４、いわゆる骨太の方針２０２４を閣議決定しました。そして、サブタイトルを「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」とし、デフレから完全に脱却し、日本経済を成長型の新たなステージに移行させる取組を進めていく力強い賃上げの流れを中小企業や地方経済でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させるとともに、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携し、戦略的な投資を実行していくとしております。

現在、ほとんどの自治体では、市税や普通交付税などの一般財源の税収は伸び悩み、高齢化による社会保障費、建設物やインフラの老朽化に伴う改修費、災害対応費などの増加により財政運営は厳しさを増し、財政健全化の下、毎年予算を削減し、徹底した事務事業の見直しを余儀なくされております。

小檜山市長におかれましては、令和元年６月の三沢市長選挙初当選後間もなく、新型コロナウイルスが世界的大流行し長期化、また原材料価格の高騰、急激な円安、世界各地での紛争などが起こり、市民生活や地域経済へ深刻で大きな影響を与えております。そして、そのような懸念が続いていく中、毎年度苦慮されながら予算編成に当たり、地域の活性化、雇用や税収の確保、少子高齢化及び人口減少問題への対策等の課題に積極的に取り組んでこられ、様々な市民サービスの向上や地域経済対策を計画し、実施されてきました。そして、来年度で６度目の予算編成となります。

そこで、令和７年度の予算編成に当たり、３点お伺いいたします。

１点目、市長はどのような予算編成の基本方針を掲げておられるのか。

２点目、財政健全化と市民サービスの充実をどのように両立させるお考えか。

３点目、昨年度の予算編成や決算状況を踏まえ、どのような改善点を見出し、新年度に反映させるお考えか、お伺いいたします。

次に、行政問題としまして、全天候型多目的ドームの整備についてお伺いいたします。

本市は冬期間において、屋外でのスポーツ活動を含む様々な市民生活の活動に大きな制約を受ける地域に存在しております。降積雪による道路の凍結、雪かきや数回ある「どか雪」などの除排雪、冬は交通機関の低下を招き、経済活動や日常生活に多大な影響を与えます。加えて近年は雪の降り方に変化が見られ、大雪となる頻度が多く、日本各地に多大な被害を及ぼしております。

本市は雪国でありながら雪が少ないと言われておりますが、最近は降雪量が多く感じております。

そのような冬期間における屋外スポーツ競技の練習場所について、現在、野球やサッカー競技等の関係者は、市民の森屋内ゲートボール場や東北町のふれあいドーム上北、八戸市の屋内トレーニングセンター、南郷のグリーンドーム南郷など、近隣自治体にあるドームを使用しなければならない状況にあります。しかし、その使用には抽選が伴い、特に週末は希望どおりの日や時間帯に使用できないことが多くあり、練習場所の確保に苦慮しております。

そのような状況の改善を図るため、天候に左右されず年間を通じて利用可能な全天候型多目的ドームの整備により、地域のスポーツクラブや中学の部活動、社会人の方々のスポーツ活動が安定して利用でき、技術の向上や健康増進に寄与いたします。また、野球やサッカーだけではなく、ソフトボールやゲートボールなど様々なスポーツや各種イベント、催事にも利用できます。

さらに、冬期間だけではなく、夏の暑い日差しが照りつける中、屋外でスポーツを楽しまれる高齢者の皆様も、よりよい環境で手軽に利用することができ、防災時の拠点ともなり得る多目的利用が可能なドームは、本市にとって非常に有益であり、必要であると考えられます。

そこで、全天候型多目的ドームの整備について、本市の御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（加澤　明君）　ただいまの舩見昌功議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　おはようございます。

ただいまの舩見議員御質問の行財政問題の令和７年度当初予算についての第１点目、市長はどのような基本方針を掲げているのかは私から、そのほかにつきましては、副市長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

当市の財政状況は、市税や普通交付税などの一般財源の大幅な増加は見込めない中、公共施設の大規模改修や他会計への繰り出し、少子高齢化に対応する社会保障施策に要する経費の増加に加え、人件費や物価の高騰に伴う各種経費の増加などが見込まれており、財政運営は厳しさを増しております。

このような厳しい財政状況にあっても、令和７年度の予算編成においては、三沢市総合振興計画の推進を基本方針に、これまでの施策の検証を踏まえ、後期基本計画に掲げた各種目標が効果的かつ効率的に達成できるよう施策の展開を図るとともに、人口減少や少子高齢化に加え、物価高騰やデジタル技術の進展などにより変化する社会経済情勢や多様化する市民ニーズに対応した新たな政策課題の解決にも取り組むこととしております。

特に地域の将来に関わる少子化対策、こども政策については、子供や子育て家庭を取り巻く環境が変化している中、取り組むべき課題を明確化し、こども政策の推進を図ることとしております。また、定住の促進、勤労世帯の増加及び地域の活性化への対応など、将来を見据えた税源涵養に資する投資につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（加澤　明君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　行財政問題の令和７年度当初予算についての第２点目、財政健全化と市民サービスの充実をどのように両立させるかについてお答え申し上げます。

財政状況が厳しさを増す中、限られた財源の中で社会経済情勢に対応した市民サービスの充実を図っていくためには、中期的な視点を踏まえた健全財政の維持との両立が非常に重要なものとなっております。

その対応として、歳入においては、国・県の補助金の積極的かつ効率的な活用や市税収

入の収納率向上などによる歳入確保の取組が必要であると考えております。また、歳出においては、持続可能な財政構造を確立することを目指して、全ての事業に聖域を設けず、抜本的な見直しや先例にとらわれない経費の精査が必要であると考えております。

その上で、必要性が低下したと認められる既存事業については、縮小または廃止するなど、思い切った取捨選択に取り組むべきであろうと考えております。

さらに、公共施設の更新、改修については、今後の人口動向や利用または需要の変化などを厳しく見直し、妥協のない効率的な事業の推進を図ることが必要であると考えております。

このような対策を講じることで、健全財政の維持を図り、厳しい財政状況の中にあっても、三沢市総合振興計画をよりどころとして、市民サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　財務部長。

○財務部長（吉村聖毅君）　行財政問題の令和７年度当初予算についての第３点目、昨年度の予算編成及び決算状況を踏まえ、どのような改善点を見出し、新年度に反映させる考えかについてお答えいたします。

昨年度の予算編成及び決算状況を踏まえた改善点については、中期的な財政見通しの想定以上に人件費や物価高騰に伴う各種経費が増加したため、それに見合った歳入の確保が難しい状況となり、財政調整基金の取崩しでの対応となったこと、また歳出においては、大規模事業等の年度間調整が難しかったことや、必要性が低下した既存事業の精査の徹底が追いつかなかったことなどが挙げられます。

このことから、昨年度の予算編成や決算状況を踏まえ、事前に各種経費の増加分を想定し、中期的な視点の下、歳入の見通しや事業費の調整などを実施するとともに、各事業の実績やその効果を再検証し、必要性が低下している事業の縮小、廃止など、見直しを徹底することで、持続可能な財政運営の実現に向けた予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　行政問題の全天候型多目的ドームの整備についてお答えいたします。

屋外スポーツ競技団体の冬期間の練習場所や活動場所の確保が、当市においても課題となっております。こうした状況を踏まえ、三沢市屋内ゲートボール場について、ゲートボールに限定することなく、野球やサッカーなどの屋外スポーツに対応可能な施設として、平成２６年度に改修工事を行ったところであります。

一方で、公共施設の在り方については、三沢市公共施設等総合管理計画において、将来の人口規模、年齢構成、さらにその後必要となる更新費用の財源等を見据えた公共施設の総量及び配置の適正化に取り組むという、公共施設等に関する基本方針を定めております。

このことから、当市といたしましては、この基本方針に基づいた公共施設の適正化を進めていく中で、冬期間における屋外スポーツに利用可能となり得る既存の公共施設の活用について検討してまいりたいと考えております。

御質問の全天候型多目的ドームの整備につきましては、少子化や人口減少などの社会情勢や財政状況等を踏まえ、将来の利用需要などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　舩見議員。

○５番（舩見昌功君）　各般にわたり、御答弁いただきありがとうございました。

令和７年度当初予算についての１点目、基本方針をどのように掲げておられるかと、３点目の昨年度の予算編成や決算状況を踏ま

え、どのような改善点を見出し、新年度に反映させるかについては再質問はございませんが、まず１点目については、予算編成はもう編成方針が１１月に既に出され、今まさに各課で予算要求事務に取りかかっていることと思います。

基本方針として、三沢市総合振興計画の推進を基本方針とし、後期基本計画の各目標を達成できるよう施策を展開すると。その中で特に少子化対策、こども政策において取り組むべき課題を明確化し、推進を図るとの御答弁でございました。

また、答弁の中で、将来を見据えた税源涵養に資するとありました。税源涵養というのは、先ほど調べましたら、税金の源となる資源や産業などを将来の増収につながるよう、無理せずゆっくりと養い育てることと出てきました。市長がいつも言います、急ぐ仕事に悪魔が住む、まさにこのことだと思いますので、令和７年度以降も予算編成大変かと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

３点目のどのように反映させるかについてですが、様々な経費の増加分を想定し、歳入見通しや事業費の調整を実施する、必要性が低下している事業の縮小、廃止など、見直しを徹底するとのことでした。今後においても、持続可能な財政運営の実現に向け、引き続き取り組んでいっていただきたいと思いますし、よく予算とか財政でスクラップ・アンド・ビルドとかという言葉、単語が出てきますが、私はビルド・アンド・スクラップでもいいのかなという考えもありますので、これはおいおいやっていただきたいと思います。

２点目の財政健全化と市民サービスの充実をどのように両立させるのかについて再質問いたしたいと思います。

御答弁では、市民サービスの充実は中期的視点での健全財政の維持と両立が重要であると。歳出では事業の抜本的見直しや経費の精査が必要であり、必要性が低下した既存事業については、縮小や廃止も考えると。公共施設の改修、更新について、妥協のない効率的な事業の推進をしていくとのことでございました。

歳入において、国・県の補助金や市税収入の確保に取り組むとのことでございましたが、現在、国では年収１０３万円の壁の見直しをめぐる議論がされております。仮に非課税枠が１７８万円に引き上げられた場合、本市においても大きな減収となると思いますが、新聞報道によりますと、八戸市は約５０億円の減、率にして約１７％、むつ市は約８億８，０００万円の減、率にして約１６．５％のことでありました。

そこで、本市の場合どの程度の減収を見込んでいるのか、再質問といたします。

○議長（加澤　明君）　財務部長。

○財務部長（吉村聖毅君）　現在、国で議論されております１０３万円の壁の見直しにより、非課税枠が１７８万円まで引き上げられた場合の当市の減収見込みはどれぐらいになるかとの御質問にお答えいたします。

概算ではありますが、個人住民税約６億円が減収となる見込みであります。これによりまして、市の財政にとっては非常に大きな影響があるものと考えております。

以上であります。

○議長（加澤　明君）　舩見議員。

○５番（舩見昌功君）　御答弁、ありがとうございました。

約６億円の減収の見込みとのことでございましたが、現在の地方交付税では、税収の減収分の７５％が国によって補填されるとなっておりますが、年収の壁が国会を通り法整備される、そうなると補填割合も変わってくると思いますし、制度設計も変わってくると思います。

また、例えばメディアでは、地方交付税の原資も減ると強調され報道されていますが、臨時財政対策債もございます。けれども、この臨時財政対策債ですが、年々発行額が減ってきていると聞いており、発行の取りやめも近いと言われておりますが、年収の壁、１０

３万円の壁が動くと、取りやめも遅くなるのは確実だと思います。

そこで、個人住民税の減収によって、本市にとってどのような影響があるのでしょうか。また、今後における対応はどのように考えているのか、再々質問といたします。

○議長（加澤　明君）　財務部長。

○財務部長（吉村聖毅君）　現時点では、制度の全容が明らかになっていない状況でありますので、あくまでも推測の域ではありますが、非課税枠が引き上げられることで労働者の働き控えが解消されまして、事業者にとっては労働人口の確保につながるほか、労働者にとっても個人の収入が増える可能性もあると思われます。

ただ一方で、市の歳入が減収すると見込まれますので、市民サービスの充実を図ることが困難になるなど、財政運営に影響が大きいものと推察されますことから、個人住民税が減収となるような制度となった場合には、減収分に対する国からの補塡などを要望するなどをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加澤　明君）　舩見議員。

○５番（舩見昌功君）　御答弁ありがとうございました。

国からの動向とか国の補塡状況等、注意深く注視していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の全天候型多目的ドームの整備について再質問いたしたいと思います。

御答弁では、野球やサッカーなどの屋外スポーツ競技の冬期間の練習場所等の確保のため、市民の森屋内ゲートボール場を平成２６年に改修した。また、三沢市公共施設等総合管理計画の基本計画に基づき、公共施設の適正化を進め、その中で冬期間の屋外スポーツに利用可能となる既存の公共施設の活用について検討していくとのことでした。

今の時代ですけれども、箱物行政といいますか、箱物に税金を投入するのはいかがなものかとお叱りを受けるかと思いますが、私は多目的ドームの整備については、そうは思っていません。

私の息子は、小・中・高、今、大学生ですが、野球をずっとしておりました。そのときも冬期間、ゲートボール場も利用させていただきましたけれども、なかなか抽選が通らなかったり、大変苦労して八戸へ行ったり、南郷へ行ったり、吹雪の中、どの保護者の皆さんもそういうふうにしてきて、今もそうだと思います。

そういう中で、やはりドームを三沢市民の皆さんも待望していると思うのです。１９６９年の夏、かの太田幸司投手が三沢高校準優勝、輝かしい元祖甲子園のアイドルと言われた、日本中がフィーバーしたあのときから、三沢市は野球のまちだと私は思ってきております。その後、私も野球をさせていただいておりました。

そういうところもあり、この質問に至ったわけですけれども、御答弁の中で、三沢市公共施設等総合管理計画の基本計画に基づきとありましたが、三沢市公共施設個別施設計画において、今後の施設の継続利用における改修などについて定めていると思いますが、その改修時期に合わせ多目的ドームを整備する考えはないのか、御見解をお示しください。

○議長（加澤　明君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　三沢市公共施設個別施設計画で、今後の改修時期等に合わせて全天候型多目的ドームを整備する考えはないかという御質問だと受け止めました。

当市では、三沢市公共施設個別施設計画の考え方や基本方針に基づいて、統合や用途変更など施設の在り方について検討しております。

今後につきましては、スポーツ施設以外の施設の活用も含めて、冬期間における屋外スポーツの利用について検討してまいりたいと考えております。

また、施設の改修に合わせて全天候型多目的ドームの整備をすることにつきましては、社会情勢や財政状況等を踏まえ、将来の利用

需要などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　舩見議員。

○５番（舩見昌功君）　御答弁ありがとうございました。

費用もかかり、なかなか実現に向けて大変かと思いますが、前向きに検討してくだされば と思いますし、山口県岩国市に愛宕スポーツコンプレックスという施設がございます。この施設は平成２９年１１月に完成し、岩国基地への空母艦載機部隊の移転に伴う施設整備として、防衛省が事業主体となり建設した総合運動場でございまして、中には野球場やソフトボール場、陸上競技場兼サッカー場などがあり、大変充実した施設となっております。整備費用は全体で１５０億円となり、全て防衛省予算とのことであります。

岩国市と米軍が共同使用できる施設で、岩国市が運用、管理し、岩国市民も自由に使うことができ、現在の利用状況は、岩国市民が９割、米軍家族が１割となっている施設だそうでございますが、三沢市と岩国市、非常に似た環境にあると思います。三沢市人口、７月末現在で３万７，４４０人、岩国市は約１２万人と人口規模こそ違いますけれども、両市とも基地との共存共栄を掲げる両市でございます。

本市でも、全く同じような形というのはなかなか難しいと思いますが、岩国市のいい例を引用するといいますか、勉強して、同様の形で多目的ドームの整備に可能性があると思いますが、そのことについて御見解をお示しください。

○議長（加澤　明君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　山口県岩国市の愛宕スポーツコンプレックス、防衛省が主体となって整備した施設であるけれども、同様の形で三沢市でも整備する可能性はないのかという御質問にお答えいたします。

山口県岩国市の施設についてですが、スポーツ施設の整備に至った経緯や事業規模、施設の概要、維持管理方法などに加え、同様の形で整備が当市においても可能であるかどうかなど、確認や情報収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　以上で、舩見昌功議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

奥本菜保巳議員の登壇を願います。

奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　日本共産党、奥本菜保巳でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。基地問題、農政問題、福祉問題について、通告順に質問いたします。

まず、基地問題について伺います。

近年、米軍による軍事的世界戦略に日本が組み込まれ、アメリカ主導で日米一体化が急速に進められています。アメリカは、中国に対する軍事的包囲網を構築するために、日米軍事同盟とＮＡＴＯ、いわゆる北大西洋条約機構との一体化、アメリカ・イギリス・オーストラリアの安全保障連携強化、米韓軍事同盟と日米軍事同盟の一体化、アメリカ・フィリピン・日本の軍事的関係強化など、日米を軸としてアジアでの軍事同盟網を強化しようとしています。

日本では、岸田政権時代に閣議決定された安保三文書に沿って、軍事力強化が進められています。この流れの中で、米軍三沢基地の強化も進められています。

このところ、以前にも増して訓練が激化しているように感じています。通常の訓練であるにもかかわらず、爆音が響き渡り、恐怖を感じることもありました。また、沖縄や岩国からの訓練移転や大規模な共同訓練での騒音被害が顕著になっています。

さらに、来年からは、米軍Ｆ－３５戦闘機が順次配備されることや、横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイによる三沢、小川原湖での訓練再開が通達されています。今後、さらに基地に起因する問題の発生が懸念されま

す。騒音被害や航空機の墜落事故、米軍関係者による事件、事故の危険性が高まるのではないでしょうか。

三沢市として、市民の生命、財産、安心・安全を守ることが第一であることから、この事態を検証し、受入れの可否も含め対処していくべきと思います。

以上の観点から、次の３点について伺います。

１点目として、三沢基地関連の今年の訓練状況の実態と今後の動向について。

２点目として、三沢基地への訓練移転に伴う市民生活への影響について。

３点目として、訓練に起因する基地被害に対する安全対策について、当市の見解を伺います。

次に、農政問題について質問いたします。

今年、令和の米騒動と言われる米不足が発生しました。スーパーの陳列棚からお米が消え、お米が買えないという事態が起こり、ちまたでも結構な騒ぎになっていました。なぜ米不足が起こったのか、農業政策について考えさせられました。

近年、農業は深刻な状況に陥っています。このままでは、将来、私たちが生きるために必要な食料が簡単に手に入らなくなる事態が起こるかもしれません。

我が国の食料自給率は３８％です。農業の就労人口も減少し続けています。

外国からの輸入に頼るばかりでは、国民の命は守れないと思います。農政の抜本的な改革が必要ではないでしょうか。

離農が進む要因は多々挙げられていますが、家族農業や小規模農家の方から、農業だけでは生活できないから子供に継がせたくないとの声をお聞きしたこともあります。

農業は重労働で、収穫も天候に左右され、農作物の価格は市場任せで安定しません。トラクターなどの農業機械も１，０００万円超えは当たり前で、設備投資もかなりの資金が必要になります。

また、農地を受け継いだ兼業農家には、十分な支援策がほとんどありません。

国は、耕作放棄地や離農した農地の借入れなどで大規模化し、生産性を高め、海外への輸出で収入を増やすことを推奨しています。しかし、全て自己責任で運営していかなければなりません。

また、食料安全保障と銘打っても、改定された食料・農業・農村基本法では、食料自給率の目標値を放棄しています。低すぎる食料自給率を、まずは５０％に向上させるべきです。そして、農業就労人口を増やすために、家族農業の経営を支える制度が必要です。安定して農業が続けられる価格保障、所得保障の導入が必要であると思います。

青森県の令和元年の調査では、県のカロリーベースの自給率は１２３％ですが、このまま農業就労人口が減り続ければ、それも維持できなくなります。農業が置かれている危機的状況を打開するためにも、三沢市として農業政策に力を入れていくべきだと思います。大規模化の農業にとらわれることなく、家族農業への支援を充実させ、農業就労人口を増やす施策に取り組むべきと思います。

そこで、次の２点について伺います。

１点目として、三沢市における農業政策の中身について。

２点目として、農業就労人口減少を食い止めるための施策について、当市の取組を伺います。

次に、福祉問題について質問をいたします。

福祉問題の１点目、訪問介護報酬の引下げの影響について伺います。

３年に１度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が４月から引き下げられました。身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせません。

厚労省の調査を基に入手した資料から、訪問介護事業所の約４割が、２０２２年度以降、３年連続で赤字であることが明らかになりました。ところが、今回の改定で、訪問介

護の基本報酬を２．４％引き下げました。

介護報酬は、介護保険から介護施設事業者に支払われます。２０２３年の訪問介護事業所の倒産は６７件、現在は７２件と過去最多を更新しています。

厚労省は、引下げの理由に、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているもので、実態からかけ離れているとの指摘があります。

訪問介護は、特に人手不足が深刻であると言われています。長年の給付費抑制策で基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月約６万円も下回ります。

政府は、介護職員の処遇を改善した事業所に加算をつけるとしますが、既に加算を受けている事業所は、基本報酬引下げで減収になるだけです。加算も不十分で、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ているのではないでしょうか。

今回の改定では、介護職員の処遇改善のための報酬を０．９８％引き上げるとしています。これにより、厚労省は、職員のベースアップを２０２４年、月約7，５００円、２５年度に月約６，０００円と見込みます。しかし、この数字の根拠が明確でない上、仮にこの賃上げがされたとしても、これでは介護人材の確保は困難です。

このような状況から、当市における訪問介護事業所の実態をつかむことが必要だと思います。そこで、当市の訪問介護事業所数と現状はどのようになっているのかを伺います。

次に、福祉問題の２点目、高齢者施設、障害者施設への支援について伺います。

今年９月、東京都世田谷区では訪問介護報酬引下げを受けて、区内にある高齢者・障害者施設への緊急安定経営事業者支援給付金の支給を実施しました。給付の対象は、区内に２６２ある訪問介護等事業所のほか、居宅系サービス事業所、通所・入所系の高齢者施設、障害者施設などです。区の担当者は、訪問介護の基本報酬引下げを受け、苦境にあえぐ事業者がいる実態を踏まえ、事業者に給付金という形で支給するとしたとあります。

事業所の減少は、必要な介護サービスが受けられなくなる介護崩壊をもたらします。三沢市の介護施設も厳しい状況にあると思います。よって当市としても、福祉施設等への支援金の支給を実施すべきと思います。当市の見解を伺います。

次に、福祉問題の３点目、聴力検査無料化事業について伺います。

新聞記事の一節に、次のことが掲載されていました。

年齢を重ねるにつれて聞こえにくくなる加齢性難聴ですが、近年、認知症のリスクを高めることが明らかになっています。

耳鼻科医らでつくる医学会は、人のささやき声に相当する３０デシベルが８０歳で聞き取れることを目標とする聴こえ８０３０運動を展開。聞こえにくさが気になるなら、耳鼻科で聴力検査をするよう呼びかけている。難聴は、社会的孤立や認知症、鬱、転倒につながるとのデータが国際的に積み重なってきた。東海大医学部の和佐野浩一郎准教授の調査では、補聴器などの対策が必要な中等度以上の難聴は、７０歳代で４分の１、８０歳代では半数の人が占めた。生活の中で聞き取りづらさを感じるならば、補聴器の利用が勧められ、補聴器をつける場合とつけない場合とに比べ、鬱や不安の発症率が１４％減少、転倒の発生率が１３％減少したとの研究がある。

国内では、難聴の自覚症状があっても、医師を受診する人の割合が約４割で、他の先進国の５～８割程度に比べて低いことが指摘されている。学校や職場での健診では聴力検査があるが、２種類の音の高さで、２５～４０デシベルが聞き取れれば正常と判断される。これに比べて、耳鼻科での検査は、防音室内で７種類の音の高さでどこ

まで聞こえるかを測定する。一般的な健診の基準では、相当悪くならないと異常だと判断されない。聞き返しや聞き間違えが多くなったら、耳鼻科で聴力検査を受けてほしいと勧めている。

とありました。

私の周りでも、聞き取りにくさで苦労されている高齢者の方々がいらっしゃいます。その方々の多くは、家電量販店などから補聴器を購入されていますが、ザーザーと雑音がして苦痛だから使っていないと言われます。そうした中、知人から、家族が耳鼻科で検査をして補聴器を購入、雑音に脳が慣れるまで指導を受けて補聴器を快適に使いこなしているというお話を伺いました。

そこで、耳鼻科での正確な聴力の検査と指導が有効であることから、聞き取りにくさを感じた方々が気軽に聴力検査を耳鼻科で受けられるように、現在、当市で実施している歯周病検査の無料化事業と同等に、聴力検査無料化事業の実施を提案したいと思います。当市の見解を伺います。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（加澤　明君）　ただいまの奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの奥本議員御質問の農政問題の第１点目、三沢市における農業政策については私から、そのほかにつきましては、担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

近年の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化の進行、さらには気候変動や食糧情勢の変化など多くの課題が浮上し、日本の食料安全保障上のリスクが増大しております。

このような中、国では農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法を今年５月に改正し、現在、改正法に沿った具体的施策の検討を行っているところであります。

市では、農業は地域経済を発展させる主要な産業であると考えております。そのため、生産者が持続的に生産し続ける仕組みづくりは必要不可欠であると認識しているところであります。

当市におきましても、現在、国や県が行う担い手支援や農業機械導入に係る経費の一部助成など各種補助事業を活用し、農業経営に対する支援を行っているところでございます。

一方で、事業を希望する農業者の中には、事業採択要件をクリアすることができないため、補助事業を活用できず、経済的理由から断念せざるを得ない方もおられることから、当市といたしましては、何らかの独自の支援策を検討する必要があると認識しているところでございます。現在、当市が行っている独自の農業者支援事業としましては、全ての農産物を対象とした自然災害による収入減少や価格低下に対する保険加入時の一部を助成する事業を行っているところでございます。

今後におきましても、農業者個々の実情を十分に聞き取り、必要に応じた市独自の支援策を検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（加澤　明君）　経済部長。

○経済部長（坂岡敏行君）　農業問題の第２点目、農業就労人口減少に対する施策についてお答えいたします。

当市の自営農業が主の農業就労人口について、農林業センサスデータに基づく直近１０年の推移を見ますと、平成２２年は１，１４２名、平成２７年は９１３名、令和２年は６８７名となっており、平成２２年から令和２年までの１０年で約４割の農業就労者が減少しております。

このような農業離れに拍車をかける要因としましては、高齢化や過酷な労働などが挙げられますが、物価高騰が続く中、かかった経費を販売価格に転嫁できず、思い描いているような収入が得られていないことも大きな要

因の一つであり、これら様々な要因が重なり、農業離れに歯止めがかからない状況でございます。このことから、農業の持続的経営に必要な対策は待ったなしであると十分認識しているところであります。

現在、国において農産物、食品の合理的な価格形成の法制化に向け検討されている状況であり、また当市といたしましても、先ほど申し上げました、担い手に対する支援や農業機械等導入経費の一部助成などの各種補助事業を活用し、農業経営の安定化に向け支援を行っているところであります。

今後におきましても、国の動向も注視しつつ、市独自で何ができるかについて、他市町村での取組状況などを調査し、必要に応じた事業展開について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　基地問題の第１点目、三沢基地関連の訓練状況の実態と今後の動向についてお答えいたします。

初めに、本年４月から１１月末までに国から三沢市に通知があり、三沢基地に外来機が飛来し実施した訓練につきましては、イタリア空軍と自衛隊による日伊共同訓練が８月６日から８月８日までの３日間で実施され、また、米軍と自衛隊による日米共同統合演習が１０月２３日から１１月１日までの１０日間で実施されております。

次に、今後の三沢基地における訓練の動向についてでありますが、米軍横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイによる小川原湖での救難訓練については、本年１１月の日米合同委員会において合意がされております。

その内容は、令和７年１月から１０月までの期間で実施され、訓練回数については、当該期間で計４回、訓練日数については１回当たり予備日も含めて４回となってございます。

なお、訓練実施２週間前までに米軍から日本に通告することとなっており、地元自治体にもこれまでどおり通知が来ることとなってございます。

次に、米軍三沢基地に配備されるＦ－１６戦闘機がＦ－３５Ａ戦闘機へ機種更新されることについて、先般、国から米空軍三沢基地のＦ－１６戦闘機が２０２５年夏に段階的な減勢を開始し、２０２６年春には１機目のＦ－３５Ａ戦闘機が配備される旨、報告を受けたところでございます。また、これに伴う部隊等の運用に係る影響については、航空部隊の任務や平素の活動に変更はないこと、騒音規制を含む従前からの２国間合意や、地元自治体との申合せ等を引き続き遵守するとのことでございます。

こうした中で、外来機が飛来して行われる訓練を含め、今後の訓練の動向等について、現時点で国からの情報はありませんが、市といたしましては、今後とも情報収集及び市民の不安軽減に努めるなど適切に対応してまいりたいと考えてございます。

三沢基地関連の訓練状況の実態と今後の動向については、以上でございます。

次に基地問題の第２点目、三沢基地への訓練移転に伴う市民生活への影響についてお答えいたします。

米軍再編に係る訓練移転は、沖縄の負担軽減と日米間の相互運用性の向上を目的に、三沢基地をはじめとする本土６基地で行われているところでございます。

今回の三沢基地における訓練移転につきましては、本年１２月２日から同月１３日までの日程で、岩国基地所属海兵航空群のＦＡ－１８戦闘機が１０機程度飛来し、所属する部隊員２２０名程度が三沢基地及び三沢市に一時滞在して行われております。

この訓練に対して、国では、訓練に関する米軍や自衛隊との連絡調整等のため、１１月２７日に三沢防衛事務所内に現地連絡本部を設置しており、訓練期間中の騒音測定などを実施し、それらの情報は市へ報告されることとなってございます。

御質問の訓練移転による市民生活への影響

につきましては、本年と同規模で実施された令和元年度の訓練移転の航空機騒音の状況は、国で三沢基地周辺の９か所で騒音測定を実施しております。その結果、ピーク騒音レベルの最大値で、岡三沢地区で１０４デシベルという結果でございました。

なお、今般の訓練移転における１２月２日の航空機騒音の速報値について、岡三沢地区でＦＡ－１８戦闘機が９４デシベル、Ｆ－３５Ａ戦闘機で９９デシベルであったと現地連絡本部から情報提供を受けたところでございます。

また、三沢基地で実施される米軍再編に係る訓練期間中における他基地所属の軍関係者による事件、事故等につきましては、訓練移転が始まった平成１９年からこれまでは発生はしてございません。三沢基地への訓練移転に伴う市民生活への影響については、以上でございます。

次に基地問題の第３点目、三沢基地関連の訓練や訓練移転における安全対策についてお答えいたします。

当市では、国から三沢基地で実施される訓練の通告を受けた際、事案に応じて基地安全対策連絡調整会議を開催し、関係機関に要請するなど適切に対処しているところでございますが、現在、当市で行われている沖縄の負担軽減に係る訓練移転についても、基地安全対策連絡調整会議議長から在日米軍司令官、米軍三沢基地司令官、航空自衛隊三沢基地司令及び東北防衛局長に対して、訓練期間中の安全飛行、航空機騒音の縮減及び隊員の綱紀粛正など、市民に負担が及ばぬよう安全対策について要請してございます。

また、国において訓練移転が実施される際、訓練に関する米軍や自衛隊との連絡調整、事件・事故発生時の対応、市への情報提供などを速やかに行うため、先ほど第２点目でも申し上げましたとおり、三沢防衛事務所内に現地連絡本部を設置しており、１１月２７日には、当該本部長から現地に到着した訓練実施部隊の指揮官に対しまして、直接当市の要請内容を伝えたとのことでございます。

今後におきましても、こうした訓練が実施されることにより、市民の皆様に大きな不安を与えることのないよう、安全飛行はもちろんのこと、航空機騒音の縮減及び隊員の外出時における綱紀粛正などについて、その都度しっかりと要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　福祉問題の第１点目、当市における訪問介護事業所数及び現状についてお答えいたします。

我が国では、総人口が減少を続ける一方で急速に高齢化が進行しており、当市においても超高齢化社会を迎えている中、今後も高齢者の増加とともに介護保険制度における各種介護サービスの需要がさらに高まるものと予想されております。

介護保険制度における介護報酬の改定は、国において通常３年ごとに実施され、サービスの質の向上や適切な運営を促進するため、また社会や経済の変化に対応し、介護保険制度を持続可能なものにするために、報酬体系のほかにサービス内容の見直しも行われております。

今回の令和６年度介護報酬改定では、改定率は全体で１．５９％の引上げとなっておりますが、訪問介護につきましては、他の介護サービスに比べ収支差率が比較的高いとの理由から、基本報酬が引下げとなっております。

このような中、訪問介護事業所の廃業等においては、厚生労働省の調査によりますと、令和６年６月時点で前年度比１割程度増加している状況でありますが、新規参入が容易なこともあり、訪問介護事業所数全体では増加している現状となっております。

御質問の当市の訪問介護事業所数につきましては、現在８事業所となっております。

次に、訪問介護事業所の現状についてでございますが、介護職員数は８事業所全体で１

００人となっており、事業所運営に係る人員基準をいずれの事業所も満たしております。

訪問介護サービスの利用者数については、月平均で令和３年度２７７人、令和４年度２７８人、令和５年度２９７人、令和６年９月までで３１５人となっております。

一方、介護給付費につきましては、年度によって大きな増減は見られないものの、利用者の需要は年々高まってきております。

なお、報酬改定により廃業、倒産した市内の事業所は、現在のところございません。

訪問介護は、介護が必要な高齢者が自宅で安心して生活を継続できるように、利用者一人一人の状況に応じた個別支援であり、身体介護や生活援助等を行う重要な在宅介護サービスであることから、今後も訪問介護事業所の運営状況等を注視しつつ、利用者のニーズに合わせた適正な介護サービスの提供に努めてまいります。

福祉問題の第１点目につきましては、以上でございます。

続きまして、福祉問題の第２点目、当市における高齢者・障害者施設への支援給付金支給の実施についてお答えいたします。

東京都世田谷区では、令和６年１０月１日を期準日として、区内の約１，５００か所を超える高齢者・障害者施設等を対象に、福祉人材の確保や物価高騰等を背景とする経営に必要な経費を補うことを目的として、介護サービス事業所・施設等への緊急安定経営事業者支援給付金及び障害者施設等への緊急安定経営事業者支援給付金を、各事業所、施設の種別により、１事業所当たり２８万円から８８万円、定員１人当たり２万７，０００円の支給を実施しております。

当市において、このような高齢者・障害者施設等に対しましては、昨年度、物価高騰等の影響への支援を目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、三沢市介護保険施設等物価高騰対策臨時支援金及び三沢市障害児者施設物価高騰対策臨時支援金を各事業所、施設等の種別により、１事業所１０万円から３０万円、定員１人当たり１万円を支給しており、それぞれの支援給付額については、介護保険施設等６０か所に対し合計１，３４２万円、障害児者施設３３か所に対し合計６２２万円を支給したところであります。

このことから、当市といたしましては、今年度新たな支援金の給付は、現時点では検討しておりません。

しかしながら、依然として高齢者施設や障害者施設においては、物価高騰等の影響は否めないことから、今後におきましても、各種物価の推移や社会情勢を見極めつつ、支援策等について引き続き検討してまいりたいと考えております。

福祉問題の第２点目につきましては、以上でございます。

続きまして、福祉問題の第３点目、聴力検査無料化事業の実施についてお答えいたします。

当市では、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として、歯周疾患健診や各種健診を実施しており、検査費用につきましては、国の補助事業を活用し、無料または費用の一部を助成しているところであります。

御質問の聴力検査無料化事業の実施についてでありますが、高齢者に対する聴力検査につきましては、健康増進事業の対象とはなっておらず、現在厚労省では、難聴への対応に関する連絡会議において、高齢難聴者に関する調査・研究を進めている段階であり、当市において費用対効果も含めて検討が必要であることから、現段階では市独自の検査費用の無料化は難しいものと考えております。

しかしながら、ひきこもりや認知症予防のためにも、難聴への早期対応が重要であることは、ＷＨＯ、世界保健機関でも認められているところであり、当市といたしましても、加齢性難聴や軽度・中等度難聴に悩む方に対し、早期治療や補聴器着用により、聞こえにくさの改善につながるきっかけとなるよう、受診や検査の重要性を広く効果的に周知する

とともに、補聴器購入助成など、今後の支援策について鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　御答弁、ありがとうございました。

それでは、質問順に再質問させていただきたいと思います。

まず、基地問題の１点目、三沢基地周辺の訓練状況の実態と今後の動向についてなのですけれども、今のお話で、ホームページにもいろいろな訓練の情報は掲載されているのは承知しております。

本当に最近うるさくて、今も岩国の訓練、１２月２日から１３日までの訓練で今朝もうるさいなと思ったところなのですが、この訓練状況、やはり実態を調査しなければいけないと思うのです。

そうした中で、沖縄の嘉手納基地では、やはり通告している訓練等の、そういった外来機ではなくて、通告なしで外来機が来て、大変騒音被害をばらまいているというお話もあります。

そうした中で、三沢市として、通告なしの外来機、この三沢飛来、これについてどのように把握されているのか。沖縄の嘉手納基地では、外来機の種類、飛行回数も把握していますが、三沢市ではどのようになっているのかお聞きします。

○議長（加澤　明君）　答弁願います。

政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問に入る前に、先ほど御答弁申し上げました中で１か所誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

基地問題の第１点目、三沢基地関連の訓練状況の実態と今後の動向についての中で、オスプレイの訓練日数ということで、１回当たり予備日も含めて４回というふうに私、申し上げましたが、これ４日間の誤りでございました。４日間に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、通告なしでの外来機の把握の仕方というか、どういうふうに捉えているのかというようなことでございますけれども、外来機については当然通告がございますので、機数等は把握してございます。

通告がないものに関しましては、市では把握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

沖縄では、そういった通告なしの外来機もしっかりと監視しております。

そういった中で、やはり三沢市も市民巻き込んで、この監視体制というのを強化していく必要があるのだと思うのです。これからどんどんどんどん訓練が強化されて、Ｆ－３５Ａが４８機というような、騒音被害が本当に大変だと、深刻だという事態になると思います。

そういった中で、市民を巻き込んでの、先ほども何回も言いますけれども、監視体制を構築させるべきだということを提起して、次の二つ目の問題について再質問させていただきます。

三沢基地への訓練移転に伴う市民生活への影響なのですけれども、やはり騒音被害の問題、航空機事故の危険性、米軍関係者による事件、事故の危険性の高まりというのが、本当に深刻だと思います。特に訓練移転に関しては、三沢基地所属以外の米軍関係者が２２０人とか、多数が三沢に滞在されているわけですけれども、その方々は、全て基地内に滞在されているのか、基地外での外食、飲酒、休日の外出等、その隊員たちの管理はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質

問にお答えいたします。

今回の訓練移転による部隊員の滞在について、基地内なのか、どうなのか、それから休日の制限についての再質問ということでお答えしたいと思います。

まず先ほど申し上げましたとおり、今回の三沢基地への訓練移転によって部隊員２２０名滞在しておりますけれども、この隊員２２０名全て基地内に滞在してございます。

それから休日の行動制限というか、そういうものは制限はないと聞いておりますが、その管理体制については、先ほど御答弁申し上げましたように、ここの三沢事務所の本部から部隊の指揮官のほうに行動についても綱紀粛正するようにというようなことで伝えていると承知してございます。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

やはり予防原則に立って、事件・事故が絶対に起こらないように、こういったところをしっかりと厳しく対応していく必要があると思います。

次に、３点目について伺いたいと思います。

様々な訓練等に伴う基地被害への安全対策なのですけれども、来年からＦ－３５戦闘機が米軍の４８機ということなのですけれども、自衛隊と米軍で９０機配備になります。

Ｆ－３５Ａ戦闘機に対して、やはり市民、議会、関係団体、岡三沢５丁目、６丁目、浜三沢の地域の方々への説明会を開催するべきではないかと思います。

Ｆ－３５、９０機、どれだけの爆音なのか。本当に想像がつかないぐらい大変な状態になるのではないかと思います。

また、隊員やその部隊関係者の人数がどうなるのか、三沢空港の民間使用への影響です。三沢は、より一層の空港利用促進に取り組むということなのですけれども、この訓練の強化がＦ－３５、４８機配備、それもですが、その足かせになるのではないかと思います。こういう影響なども考えていかなければなりません。

米軍関係者への事件、事故の予防対策どうするのかということについても、やはり説明が必要なのだと思います。

過去には、自衛隊のＦ－３５配備の際には、関係団体等への説明、議会では議員全員に説明を行っておりました。今回の配備に対しても、説明会を開催するべきではないかと思いますが、それに対しての御答弁をお願いします。

○議長（加澤　明君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

段階的にＦ－１６からＦ－３５へ米軍のほうが切り替わっていく、機種変更をしていくというようなことの状況等の説明を市民にしたらどうかというような御質問だと思います。

まず、現時点で詳細な情報がない中で、市民にお伝えすることはなかなか難しいのかなと考えてございます。ということで、引き続き国に対しては、Ｆ－３５に切り替わる、機種交換される細かな詳細なスケジュールですとか、あるいは部隊員の人数とか、そういったものの詳細を求めてまいりたいと考えてございます。

その中でお伝えできる情報がそろえば、当然市議会の皆様をはじめ関係団体、市民、あるいは住民の皆様に説明をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

４８機配備ということは決まっているので、それがどういう影響になるのかというのは、絶対想定できると思うのです。分かっていることですから。

前回の自衛隊のＦ－３５の説明においても、騒音がどのぐらいになるのかとか、そう

いった説明は事前にされているわけです。米軍だから要らないということはないと思うのです。市民への物すごい影響が、特に岡三沢５丁目、６丁目、浜三沢の方々、本当にどれだけの苦痛が、さらなる苦痛が、これは配備される前に移転が完了するわけではないですよね。だから、これは本当に影響を防衛省等も米軍のほうにも言って、市民に内容をしっかり説明して、基地被害、どのようになるのか、影響がどのようになるのかということも、これは説明責任あると思います。ぜひ、このこともしっかりと検討していただければと思います。

次の質問に移ります。農業問題です。

農業問題については、やはり危機的状況というのは皆さん共有していると思うのです。その対策は、三沢市は大変遅れていると思っております。

やはり食と農の推進条例等を十和田市では策定しております。

様々な、本当に様々な独自の取組もしています。

その中で、１点目の農業政策については再質問はありません。

２点目の農業人口の減少に対する施策について、再質問させていただきます。

先ほども言いましたけれども、食と農の推進条例を策定して、本当に農業の発展に頑張っているのですけれども、その中で、移住・定住就農支援として、新規就農者となった者を対象とした移住・定住就農支援によって、家賃の補助、空き家等の改修などに支援する事業を十和田市は行っております。こういった農業を主とした移住・定住、農業者に限定してだと思うのですけれども、そういったことも考えていくべきではないかと思うのですが、それに対しての御見解をお願いします。

○議長（加澤　明君）　経済部長。

○経済部長（坂岡敏行君）　ただいまの十和田市の食と農業の推進条例について、移住・定住就農支援事業を三沢市でもやるお考えはないかということについてお答えしたいと思います。

十和田市の条例の制定、その中の事業として移住・定住就農支援事業、こちらの内容等については、我々も把握しております。

三沢市の空き家対策、空き家問題に対する現在の状況は、関係課のほうを確認しますと、空き家バンクの制度の構築に向けて現在進めているという回答がございました。そちらの状況も確認しながら、確かに就農と移住対策、そして空き家対策、こちらを進めるというのは非常に有効な対策だと思っております。

十和田市のこの状況が、今はどういう成果を上げているのか、あと三沢市に対してもどういったメリット等があるのかというのもいろいろと研究しながら、その制度なり、構築に努めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。ぜひ期待しておりますので、頑張っていただければと思います。

福祉問題に移りたいと思います。やはり訪問介護の基本報酬の引下げというのは、大変深刻な状態になっていて、全国の自治体の中で青森市を含む７８の自治体が、国に対して訪問介護等の引下げ撤回と介護報酬の引上げの再改定を求める意見書というのが提出されております。

現場は大変だという実態、先ほどその利益率なのですけれども、それが高いために下げたというのですけれども、これ実態と全くそぐわなくて、実際に都会とか大規模な老人施設等に出向くヘルパー、こういったところでは収入があるのだそうなのですけれども、一般的に一軒一軒訪問するというヘルパーたちの中では、全くもう減収だと、大変だというお話を聞きました。

やはり私は電話をして、２か所の事業者の方にお話をお聞きしたのですけれども、本当に大変だという話は言っています。ある事業

者の方は、本当に介護訪問の基本報酬が減らされてきて、本当に大変だということで、いろいろ努力をしているのだと思うのですけれども、それに併せて物価高騰とか固定費が上がっている、もうダブルパンチですね。そしてこの表現が、私はびっくりしたのですけれども、真綿で首を締められているようだと。将来的に継続できるかどうか心配だと、不安だという、こういう声を聞きました。

ぜひこういった実態をつかむということが本当に大事で、次の福祉問題の２問目に入りたいと思うのですけれども、やはり財源の問題があると思うのです。高齢者・障害者施設への支援給付金。今、国会でも補正予算が進んでいますけれども、国が一般会計補正予算に物価高騰に向けた重点支援地方交付税、これが自治体に配分されるということがもう決定されております。国からは、市町村に対して対策の早期執行に向けた検討が求められている。早くやってくださいというようなことなのです。この交付金を活用して、こういう福祉施設等への支援をするべきだと思うのですが、それについて御答弁をお願いします。

○議長（加澤　明君）　奥本議員、持ち時間があと５分で終了となります。御理解ください。

答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　ただいまの奥本議員の再質問、国の重点支援地方交付金を活用した介護施設、訪問介護施設等への助成を考えてみてはどうかといったことでありますけれども、当市所在の事業所等から経営不安についての相談は、今現在では受けておりません。しかしながら、やはり今後、施設や事業所の存続とか、あとは物価高騰などによって、利用者にそういった物価高騰などの負担が転嫁されるということと、それから施設での生活ができなくなるとか、あと在宅でのサービスを受けられなくなるといったこと、こういった不測の事態が起こらないようにすることが一番重要なことだと思っております。

そのことから、先ほど奥本議員がおっしゃったとおり、実態把握というのも大事になってくると思いますので、その実態把握という点と、議員御質問のこの国の交付金の活用とか、またさらに先ほど言った報酬改定の引下げの撤回要望等の、経営の要望等も含めて、今後適時適切な対応というものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　奥本議員。

○１１番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

すみません、時間がないのですけれども、最後、聴力検査の無料化事業について聞いて、これで質問を終わらせていただきたいと思うのですけれども、前に補聴器購入に春日議員が質問しまして、現在実施する方向で検討されていると思うのですけれども、その進捗状況、そしてまた補聴器購入の助成金を受けるに当たっては、耳鼻科での聴力検査というのが必要だと思うのです。その証明書が必要になってくると思います。ですから、補聴器購入の前段階として、聴力検査の窓口負担の無料化とセットに実施するべきものと思うのですが、それについての答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　ただいまの奥本議員の補聴器購入助成の事業について、検査費用とセットで助成をしてはどうかと、そして助成事業の進捗状況についてということも併せてということだと思うのですけれども、まず補聴器購入助成につきましては、現在の制度では身体障害者手帳の交付とならない１８歳以上の聴覚に障害のある方は、補聴器購入助成の対象となっておりませんので、身体障害者手帳の有無、それから年齢を問わず難聴を抱える全ての方に対して、切れ目なく支援ができるよう、今現在、事業の実施に向けて検討しているところです。

次に、検査費用の一部助成につきまして

は、今後の検討課題として事業効果などを今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加澤　明君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午前１１時３６分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（加澤　明君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで議長を交代します。

（議長交代）

○副議長（佐々木卓也君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

久保田隆二議員の登壇を願います。

久保田議員。

○４番（久保田隆二君）　４番、市民クラブの久保田隆二です。

事前の通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは行政問題、デマンド型乗合タクシーについて質問いたします。

当市におきましては、北部地区及び東部地区の住民の方向けのデマンド型乗合タクシーの実証運行について、まずは令和５年１２月２０日から令和６年３月３０日までの期間で実証し、その後、令和６年１１月３０日まで期間が延長されました。

これまで約１年間運行方法を固定し、実証運行に取り組まれてきましたこと、利用者の方から様々な意見が寄せられていることと認識しております。

今月令和６年１２月２日からは、第２期実証運行が開始しておりますが、第１期実証運行からの変更点及び本格運行に向けた今後の見通しについてお伺いいたします。

次に教育問題、小・中学校におけるタブレット端末の活用について質問いたします。

当市では、令和２年度に国の補助金を活用し、校内無線ＬＡＮや学習用タブレット等の整備が完了し、これまでＩＣＴの利活用を推進されていますが、小・中学校でのタブレット端末活用に係る取組状況について、次の２点をお伺いします。

１点目は、ツール、アプリを活用した個別最適な学びの提供についてです。

まず初めに、個別最適な学びという言葉の定義について説明をさせていただきます。令和３年３月に文部科学省から出された参考資料の中で、個別最適の学びを指導の個別化と学習の個性化の二つの言葉で次のとおり説明をしています。

「指導の個別化については、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法、教材、学習時間等の柔軟な提供、設定を行うことなど指導の個別化が必要である。学習の個性化については、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身の学習が最適となるよう調整する学習の個性化も必要である。」

また、文章内において、指導の個別化について、さらに次のとおり記載があり、「指導の個別化は、一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めることであり、その中で、児童生徒自身が自らの特徴やどのように学習を進めることが効果的であるかを学んでいくことなども含みます。ＩＣＴを活用することで得られる新たなデータも活用し、きめ細かく学習の状況を把握、分析したり、個々の児童生徒に合った多様な方法で学んだりしていくことで、確実な資質、能力の育成につながっていくことが期待されます。」

個別最適な学びの言葉の定義の説明は以上になります。

個別最適な学びを提供するに当たっては、塾のように個別指導を提供するイメージに近いと考えますが、児童生徒自身がどのように学習を進めることが効果的であるか学んでい

く必要もあるため、バランスを取りながら指導をする必要がありますし、個性的な学習ができるような環境も整える必要があると考えます。

まとめになりますが、個別最適な学びを提供するということは、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会の提供や、一人一人の特性や学習進度、学習到達等に応じ、指導方法、教材や学習時間等の柔軟な提供、設定を行う必要がありますが、ツール、アプリを生かすことで、一人一人のための個別最適な学びを提供できるのではないかと考えております。個別最適な学びの提供について積極的に取り組むべきであると考えておりますが、ツール、アプリを生かした個別最適な学びの提供について取組状況をお伺いします。

２点目は、タブレットの持ち帰り学習についてです。

タブレット端末は持ち運びが可能であるため、家庭に持ち帰り家庭学習に生かすことも可能です。

令和６年度全国学力学習状況調査の結果、過去概要の資料によりますと、児童生徒一人一人に配備されたＰＣ、タブレットなどの端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますかという問いに対し、小学校では、「毎日持ち帰って毎日利用させている」が２２．０％、「毎日持ち帰って時々利用させている」が１４．３％、「時々持ち帰って時々利用させている」が４９．８％であり、これら三つの持ち帰り利用させている回答の合計が８６．１％となっております。また、中学校におきましては、「毎日持ち帰って毎日利用させている」が２７．４％、「毎日持ち帰って時々利用させている」が１９．０％、「時々持ち帰って時々利用させている」が３７．９％であり、これら三つの持ち帰り利用させている回答の合計は８４．３％となっております。

小学校、中学校ともに令和４年度、令和５年度と比較した際に、持ち帰りに前向きな回答の合計は年々増加しており、全国的に見ても家庭で利用できるよう、持ち帰り学習の環境を整える動きがあります。

当市におきましても、タブレットの持ち帰り学習について積極的に取り組むべきであると考えておりますが、タブレットの持ち帰り学習について取組状況をお伺いします。

以上で、壇上からの私の質問を終了いたします。

御答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　ただいまの久保田隆二議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの久保田議員御質問の行政問題のデマンド型乗合タクシーについては私から、そのほかにつきましては教育部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

三沢市デマンド型乗合タクシーにつきましては、三沢市北部地区・東部地区コミュニティーバスの廃止及び減便に伴う当該地区と市街地とを結ぶ新たな移動サービスの構築を目指して、令和５年１２月２０日から令和６年１１月３０日までを期間とする第１期実証運行を実施したところでございます。そして今年、今月２日からは第２期実証運行を開始いたしました。

御質問の第１期実証運行からの変更点につきましては、第１期実証運行において把握した利用者等からの御意見や御要望を踏まえた上で、３点について変更を行い、改善を行ったところでございます。

まず１点目は、利用時刻の変更についてでございます。こちらは、１便の出発時刻を８時３０分から８時に早めたものであり、通院に当たり始発の時刻を早められないかという御意見を反映したものでございます。

次に２点目は、予約便の変更に係る受付締切り時刻の緩和についてでございます。こちらは、当日の予約便の変更に係る受付締切り時刻を午前１１時までとしていたものを正午まで緩和したものであり、用事の済む時間が

不明確なため、帰りの便が予約しづらいという御意見を反映したものでございます。

最後に３点目は、乗降場所の追加についてでございます。こちらはビードルプラザ、上下水道庁舎、サイトウ整形外科クリニック側の緑町３丁目バス停の３か所を市街地乗降場所に追加したものであり、乗降場所を増やしてほしいという御意見を踏まえ、準備が整った箇所について設置を行ったものでございます。

次に、本格運行に向けた今後の見通しにつきましては、現在実施中の第２期実証運行について得られた新たな住民ニーズや課題を整理した上で、その後の方向性を検討し、本格運行につなげてまいりたいと考えてございます。

今後におきましても、引き続き住民の皆様の声を反映しながら、利便性の向上を図りつつ、持続可能で安定的なデマンド型乗合タクシーとなるよう努めてまいります。

私からは、以上であります。

○副議長（佐々木卓也君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　教育問題の小・中学校におけるタブレット端末の活用についての第１点目、ツール、アプリを生かした個別最適な学びの提供についてお答えいたします。

各校においては、授業の中で児童生徒の理解度に応じて応用問題を準備したり、場面を捉えてヒントカードを与えたりするなど、タブレット端末の活用に限らず、個別最適な学びの実現に向けて適切な手だてを行っております。

タブレット端末も学びの目標に向けた手段の一つとして有効活用されております。小学校においては、主にＡＩドリルを利用し、例えば児童の習熟度に合わせ、算数で計算練習などの学習活動が行われております。また、小・中学校ともに多くの授業においてロイロノートというアプリが活用され、思考ツールで考えを整理したり、個々の考えを共有したりしています。

本年４月に行われた全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙調査においては、授業でパソコン、タブレットなどのＩＣＴ機器をどの程度使用しましたかという問いに対して、週３回以上と答えた児童生徒の割合は、小学校６９．４％で全国比１１６．６、中学校８１．９％で全国比１２７．１となり、いずれも全国平均を大きく上回りました。この結果から、三沢市内の学校では、タブレット端末が積極的に活用されている状況が分かります。

教育委員会では、各校と協力し、デジタルとアナログをバランスよく組み合わせた授業づくりを目指しております。今後も効果的なＩＣＴの活用方法について、学校現場と情報共有を図り、個別最適な学びの実現に取り組んでまいります。

教育問題の小・中学校におけるタブレット端末の活用についての第１点目については、以上でございます。

続きまして、教育問題の小・中学校におけるタブレット端末の活用についての第２点目、タブレットの持ち帰り学習についてお答えいたします。

教育委員会では、三沢市教育の情報化基本方針を作成し、学習活動の充実のために、校長の判断により、オンライン、オフラインを問わずタブレット端末を持ち帰ることができるとしております。また、ｉＰａｄを持ち帰るときの約束の様式を各校へ配布し、使用する場面や使用するときの注意事項を保護者に周知しております。

今年度の持ち帰り学習の実施状況は、小学校では４校、中学校では１校が実施しており、オンラインでの活用を行っている学校は２校あります。また、利用内容は、三つの小学校では、学校でダウンロードしたＡＩドリルのワークを宿題として行っております。中学校では、教師から配信されたプリント学習のほか、ロイロノートアプリを活用してレポートをまとめる活動を行っております。

今後も市内各校の主体性を尊重しながら、効果的な持ち帰り学習に取り組めるよう支援

体制を構築してまいります。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　久保田議員。

○４番（久保田隆二君）　御答弁いただきまして、誠にありがとうございました。

質問順に、再質問をさせていただきたいと思いまして、まずは行政問題のデマンド型乗合タクシーについて、こちら再質問をさせていただきたいと思っております。

このデマンド型乗合タクシーに少し関連した話にはなるのですけれども、今、北部と東部というふうに地域を限定してこういった乗合タクシーを実施していただいているところではあると思うのですけれども、私が直接市民の方からお話を聞いたときに、実は市街地の近く、例えば西部とかのところにおきましても、バス停からの距離が遠い地域というのが一定数存在しておりまして、それがどういうことかというと、三沢市公共交通ガイドマップを見ていただければエリアごとの路線図が分かるのですけれども、例えば南町の４丁目辺りですとか、平畑温泉の辺りですとか、あとは上久保の辺りとかもそうだと思うのですけれども、これ以外にもあるかもしれないのですが、路線バスのバス停からの距離が大体５００メートル以上、１キロ弱あるようなところがありまして、私、実際に市民の方からお話を伺ったときに、そもそもやはりバス停まで歩いていけないというところでお話を伺って、では、どうしているのですかと聞いたときに、やはり自分の身銭を切って自宅からタクシーを使って病院とか、実際に買い物まで行かれているという話をお聞きいたしました。

近くにバス停がある方とか、あとは若い方とかであれば、コミュニティーバスの近くまで、バス停まで行けると思うのですけれども、なかなか距離が遠くなってくると、特に御年配で免許を返納して車にも乗れない方だと、なかなかバス停まで歩いていくのも厳しいといった中で、今、まずは最初北部、東部のほうでこの取組を始められていると思うのですけれども、今後こういった乗り合いのデマンド型乗合タクシーというか、この仕組みをこういった地域全体の公共交通の支えとして活用していくべきなのではないかと思っているのですが、現状、そういったお考えがないかどうかという点を再質問させていただきたいと思います。

○副議長（佐々木卓也君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

南町ですとか上久保等の市街地への空白地帯、バスが通っていないところへのエリアの拡大というような御質問だと思います。

市長から答弁がありましたように、デマンド型乗合タクシーというのは、現在の北部地区、それから東部地区のコミュニティーバスの廃止、それから減便によって影響を受ける住民の皆様に対して、代替手段として実証運行をさせていただいているところでございます。

議員から御質問のございました、この南町ですとか上久保等のエリアに拡大してはどうかということにつきましては、現時点では、まずは実証運行をして、どういった課題があるかということを探ってから検討したいと思いますけれども、現時点ではその空白地帯、上久保ですとか南町というところは考えていない現状でございますけれども、引き続きこのような地域はあると思いますので、国のあらゆる制度が、今、出てきておりますので、その辺の動向も注視しながら、今後、調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　久保田議員。

○４番（久保田隆二君）　丁寧に御答弁いただきまして、誠にありがとうございました。

まずは北部、東部のほうでそのデマンド型乗合タクシーを、今後、第２期実証実験をやっていくというところで理解をいたしました。

再々質問はございませんけれども、今いろいろ意見が挙がっているとおりに、北部、東

部のほうでもいろいろなまだまだ課題があって、時間どおり来ないとか、いろいろあると思うので、市民の方の意見をよりよく吸い上げていただいて、今よりももっともっと使いやすいようなデマンド型乗合タクシーの仕組みを早期に実現していただいて、本格運行に向けて早期にスケジュールを引いていただければと思っております。再々質問はございません。

次に、小・中学校におけるタブレット端末の活用についての１点目のツール、アプリを生かした個別最適な学びの提供についての再質問をさせていただきたいと思います。

今、御答弁をいただきまして、まずはありがとうございました。今、御答弁の中で、小学校ではＡＩドリルを使っているとか、ほかにもロイロノートなど、そういったものを使いながら、授業で個別最適な学びへの取組を実施されているというふうに理解をいたしました。

今回、この質問をするに当たりまして、これからタブレットを使いながら、ツールを使いながら、より様々なＡＩとかそういうことができるようになっていくというふうに私は思っていまして、実はほかの市町村におきまして、既にニュースなどで御存じかもしれませんけれども、むつ市でＡＩ活用デジタル教材というものを導入して、そちらをベネッセコーポレーションと連携協定を結んで、これからやって、今現状既にやられていると思うのですけれども、やる動きがございました。こちら具体的に何をやっているかというと、小・中学生の学力調査の結果を基に、習熟度に合わせた問題をＡＩが個別に問題を出していくというところで、学習状況を教師が端末上でリアルタイムに把握されているというような仕組みとのことでありました。

こういったものを今後導入するに当たって、今、そういった外部の業者の方と連携をしながら、三沢市単独で考えるのではなくて、うまく外部の業者を活用しながら、今後、個別最適な学びの環境を整えていくお考えがないかどうかというところについて、再質問させていただきます。

○副議長（佐々木卓也君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　ただいまの外部の業者と連携して、今後、個別最適な学びについて、その環境整備を整えていったほうがいいのではないかという再質問にお答えしたいと思います。

むつ市で取り組んでいる、ベネッセと協定を結んでいるということに関しましては、当方でも承知しております。ただ、今現在は当教育委員会では、そういった現段階で外部の業者とＡＩ協定を結んでいるとか、そういったものはございません。ただ、各校と協力して、デジタル、アナログをバランスよく組み合わせた授業をすることで、現在は個別最適な学びの提供を行っている状況でございます。

今後につきましてですけれども、先進的に取り組んでいる自治体、先ほどむつ市ございましたけれども、そういった先進的に取り組んでいる自治体の状況を参考に、取組の効果や、あと課題などについて調査・研究していきたいと思います。また、校長会等を通して各学校とも協議しながら、個別最適な学びの環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　久保田議員。

○４番（久保田隆二君）　御答弁いただきましてありがとうございました。

デジタルとアナログをともに活用していくというところで、現時点におきましては、そういった外部業者との連携は考えられていないというところでございましたけれども、再々質問はございませんけれども、この点につきまして、私からの要望としては、選択肢を増やしていくというところで、つまりある程度、教育委員会とか学校の先生で使える教材ツールとかいうのを固定するというよりかは、ある程度いろいろなソリューションというか、そういうのを準備して、生徒、児童自身が自分が自ら学ぶ方法みたいなのを考えら

れたほうがいいと思っているときに、いろいろな選択肢をうまく準備できるのがいいのかなと思っていますので、そういった中で一つの選択肢として外部の業者と連携することというのも加えていただくことも検討していただければと思っております。１点目の質問についての再々質問はございません。

最後に、２点目のタブレットの持ち帰り学習について再質問をさせていただきたいと思います。

こちら御答弁の中で、既にタブレットに関しましては、様式を配布されていて、そういったどのように持ち帰りするべきなのかというところの文章的な部分や、あと校長先生の判断でタブレットを持ち帰りできるようにしているということの御回答をいただきましてありがとうございました。

先ほど、私が質問の中でも数字として言わせていただいたデータ、持ち帰りを実際している数字です。全国的に８０％以上の小・中学校において、既に持ち帰りがされているというところで、それを調べたときに、青森県のデータもあったので調べてみたときに、青森県の小学校だと持ち帰りをしている学校の割合が、小学校で約６０％、中学校だと約５０％ぐらいなのです。となってきたときに、やはり青森県全体での持ち帰り学習に対する持ち帰り活用というか、それがちょっと進んでいないのかなと私のほうでは認識していまして、今、御答弁の中で、校長先生の判断というところで、ある程度主体性を尊重されているとの話で、それは私としても主体性を尊重するべきだと思う一方で、やはり個別最適な学びのところでもお話させていただきましたが、児童生徒自身が選択肢として、そういった環境、持ち帰りたいと思ったときに持ち帰れることが私は大切なのではないかと思っていまして、そうしたときに、教育委員会のほうで、もう少し各学校に対して、具体的にどうやればいいかというのはちょっと私の中ではあれですけれども、もう少し勧奨していくというか、働きかけを行っていくというか、やはり持ち帰らせるような、ある意味そういう宿題を出すとか、それはちょっと強制させることになってしまうかもしれないですけれども、年に１回とかやるとか、そういったことも必要なのではないかと考えているのですけれども、再質問としましては、教育委員会として、もう少し各学校に対して、タブレットの持ち帰りに関して働きかけるような何か動きをするお考えがないかどうかというところを再質問させていただきます。

○副議長（佐々木卓也君）　教育部長。

○教育部長（岡部章典君）　ただいまの教育委員会として持ち帰りに対して各学校に強く、強制力というところまでではないのですが、指示してもいいのではないかという再質問にお答えいたします。

今現在、各校のタブレットの端末の持ち帰りにつきましては、児童生徒の実態とか家庭環境、必要性、あと学習への効果などを鑑みまして、各校が主体的に判断している状況でございます。

持ち帰りの実施状況につきましては、先ほど答弁でもありましたけれども、昨年度１校のみであったものが、今年度については５校が既に実施しているというところで、さらに持ち帰りを行っていない学校につきましても、今後次年度以降実施の方向で検討している学校も複数校ございます。

教育委員会としては、今後も児童生徒や保護者の声に耳を傾けながら、あと各校の主体性も尊重しつつ、持ち帰り実施校からの情報等も検証した上で、効果的な持ち帰り学習に取り組めるよう支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　以上で、久保田隆二議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

遠藤泰子議員の登壇を願います。

遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　かがやきの遠藤泰子でございます。

通告に基づきまして、ハラスメントについてと部活動の地域移行についての２点、順に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

師走を迎え、令和６年も残り僅かとなりましたが、１２月は職場のハラスメント撲滅月間でもあります。１年を振り返るとともに、職場環境についても振り返り、よりよい社会を構築していくことが重要であると感じています。

厚生労働省雇用環境・均等局のハラスメントに関する施策及び現状の資料によると、ハラスメントの発生状況は、令和２年の調査において、過去３年、勤務先でハラスメントを受けた割合は、パワーハラスメントが３１．４％、顧客からの迷惑行為、カスタマーハラスメントが１５．０％、セクシャルハラスメントが１０．２％となっております。また、民間シンクタンクのパーソル総合研究所が令和４年に実施した職場のハラスメントについての実態調査と推計によると、就業者の３４．６％がハラスメント被害の経験があり、年間８７万人が離職。そのうち約７割がハラスメントが原因であることを会社に伝えず、明るみに出ないという内容となっておりました。

このことから見えるのは、職場において多くの方が何らかのハラスメントを受けているにもかかわらず、表面上は見えないため、対応の難しさを表しているものと思います。

このような状況に対応するため、国においては、ここ数年、様々な取組が進められております。男女雇用機会均等法や育児介護休業法の改正により、セクハラやマタハラ等に関する事業主の措置義務が規定されたほか、令和２年には、労働施策総合推進法、通称パワハラ防止法の改正により、パワハラ防止対策が事業主の義務とされたところであります。

また、総務省自治行政局からは、令和５年１２月に地方公共団体における各種ハラスメント対策への対応についての通知があり、さらに本年６月には、地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底についての通知がなされました。その内容といたしましては、各種ハラスメントの防止に係る事業主の措置義務のほか、ハラスメントを防止するために講ずるべき措置を徹底するよう求めております。

このほか、令和２年６月施行の人事院規則においても、パワハラ防止に関する長の責務や職員の責務、指針などが盛り込まれており、公務の職場は、ハラスメント対策の模範となるべき対応が求められております。

ハラスメントがクローズアップされる中、身体的苦痛、精神的苦痛などを与える行為を見逃し、あるいは放置することになれば、快適な職場環境が侵害され、信頼関係が崩れ、意欲の低下、組織全体の士気の低下、さらに信用失墜につながる可能性もあるとされています。

当市においても、ハラスメントの対策は取り組んでいるものと思いますが、１点目の質問は、パワハラ、セクハラ、カスハラの実態はどのような状況なのか伺います。

次に、先ほど申し上げたように、ハラスメントを発見できないケースのほうが多いということが挙げられています。厚生労働省の情報サイト「明るい職場応援団」では、パワハラ対策七つのメニューとして、アンケートなどで実態を把握することや、研修などにより教育する、相談や解決の場を設置するなどを明示しています。まずは、職場内のアンケートを行い、現状をしっかり把握した上で、必要性を考慮して実施することが必要だと考えます。アンケートの結果、カスハラの事例が多いようであれば、市民を巻き込んだ研修会を実施するなどにより、ハラスメントの理解が深まるものと考えますが、２点目はハラスメント防止への取組について伺います。

３点目は、令和に入り、ハラスメント防止条例、もしくは根絶条例を制定する自治体が増えてきております。県内では、七戸町や５町が条例制定しているものと認識していますが、当市においてハラスメント防止を目的とした条例制定に対する見解をお伺いいたしま

す。

次に、部活動の地域移行についての質問に移ります。

文部科学省は、少子化が進む中、将来にわたり、生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、令和４年１２月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定しました。その主な内容は、地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働、融合した形での環境整備を進めること、スポーツ・文化振興担当部署や、学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制整備をすること、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間として、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期実現を目指すことなどの内容となっており、都道府県及び市区町村は、方針、取組内容、スケジュール等を周知することとされております。

令和７年度までが改革推進期間ということでありますが、１０月３１日付のデーリー東北の記事によると、１０月３０日の県総合教育会議において、宮下知事は、地域移行に関して、県内では、むつ市以外はほとんど進んでいないと指摘されており、学校と部活動を切り離すことや知事部局と県教委が連携する必要性を挙げたとのことでありました。

当市においても、部活動は教育委員会、スポーツは市長部局であり、県と同じような状況であると感じたところであります。

部活動の地域移行についての１点目として、当市において部活動の地域移行に関して、これまでどのような検討と取組をして、どう成果を上げてきたのか、その取組と進捗状況について伺います。

２点目として、今後の進め方についてですが、宮下知事の学校と部活動を切り離すこととなれば、地域ごとあるいは競技ごとの指導者の確保が大きな課題であろうと推測されます。指導者の人材確保、人材発掘のため教育委員会と市長部局が連携し、スポーツ協会や文化協会等を巻き込んだ重点的な対応が重要であると考えます。国のガイドラインにおいても、方針、取組内容、スケジュール等を周知することとしていることから、年次計画を含め今後の進め方について伺います。

御答弁、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐々木卓也君）　ただいまの遠藤泰子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの遠藤議員御質問の行政問題のハラスメントについての第１点目、当市における各種ハラスメントの実態については私から、そのほかにつきましては教育長並びに総務部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

地方公共団体をめぐる各種ハラスメントに関する課題については、近年報道で取り上げられることも多く、社会問題として関心が高まっているところでございます。

当市では、平成３０年９月に職場の秩序維持、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、三沢市職員のハラスメントの防止等に関する要綱を施行し、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することとしております。この要綱の中で、職場においてハラスメントが発生していると認められるときは、ハラスメント相談窓口に相談するなど、その解決に向けて積極的に行動することを職員の責務としており、相談窓口として、人事担当課長を責任者に、課長補佐及び係長を相談員とする内部相談窓口のほか、ハラスメントを受けたと考える職員を精神的にサポートするため、臨床心理士及び精神保健福祉士等のハラスメントに関する知見を有する第三者による外部相談窓口を設置し、相談しやすい体制づくりに努めております。

御質問の当市における各種ハラスメントの実態でございますが、相談窓口への過去３年

間の相談件数は、令和３年度が８件、令和４年度が３件、令和５年度が１５件となっております。なお、ハラスメント内容の個別件数につきましては、相談者本人へのプライバシー保護の観点から、回答を差し控えさせていただきたいと思います。

私からは、以上であります。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（織笠一任君）　行政問題のハラスメントについての第２点目、ハラスメント防止への取組についてお答えいたします。

当市では、ハラスメント防止への取組といたしまして、職員研修を実施しております。これまでには、ハラスメント防止研修やクレーム対応研修などを行っており、これらの取組を継続することで、職員にハラスメントに対する正しいルールを理解してもらい、またカスタマーハラスメントを未然に防止することができ、これにより円滑な職場環境の構築が図られるものと考えております。

次に、議員御提案のアンケート調査の実施につきましては、相談窓口への相談以外のハラスメントの実態を把握するために、非常に有効な手段であると認識しております。

また、総務省においても、本年１１月から１２月にかけて全国自治体を対象とした標本調査で職員アンケートを実施したとの情報を得ております。

当市におきましても、職員アンケートについて、今年度中の実施を検討しているところでございます。

ハラスメントについての、第２点目については以上でございます。

次に、行政問題のハラスメントについての第３点目、ハラスメント防止条例についての見解についてお答えいたします。

いわゆるハラスメント防止条例の制定状況につきましては、制定している自治体が少しずつ増えてきてはおりますが、全国的にも例は少なく、県内でも５町が制定するにとどまっております。また、首長提案による条例制定は、全国でも１０自治体に満たない状況となっております。

自治体職員のハラスメント防止策につきましては、要綱や指針等において定めている例が多く、当市においても職員間でのハラスメント防止を想定した要綱を制定し運用しているところであります。

現在、職員間でのハラスメント防止条例についての検討はしておりませんが、条例を検討する場合には、対象をどこまでにするのか、議会や民間事業者も対象とするかなど、その対象によって様々な調整が必要になるものと認識しております。

一方で、東京都などでは、カスタマーハラスメント防止条例を制定するなどの動きもあることから、他自治体の事例について調査・研究するとともに、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

当市といたしましても、ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題であると認識しております。

今後におきましても、職員のハラスメントに対する意識の定着化に向けて、取組を継続するとともに、職員が安心して働ける職場環境の構築を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　教育問題の部活動の地域移行についての第１点目、当市における部活動の地域移行の進捗状況についてお答えいたします。

国は、令和５年度から７年度までの３年間を改革推進期間と位置づけ、休日の中学校部活動について、地域の実情等に応じて学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行するよう、各自治体に求めております。これを受けて、教育委員会では、令和５年４月に三沢市立中学校における部活動の地域移行推進計画を策定し、段階的な地域移行

を行っているところであります。

教育委員会の基本方針といたしましては、現在の小学校と同様、中学校部活動においてもスポーツ少年団及び地域の各競技団体を活動主体とした体制を目指すとしております。令和５年度、６年度は、保護者の移行調査等の結果から、平日及び休日においても生徒の活動をする場の確保と教員の負担軽減を両立していくために、学校の部活動を主体とした体制を維持しつつ、生徒が学校の部活動のほかにも活動主体を選択できる幅を拡充する期間と位置づけて取り組んでおります。

具体的には、市民スポーツ課及び生涯学習課において、中学生の受入れ団体リストを市のホームページに掲載し、受け皿となる地域クラブの周知を図るとともに、学校教育課では、教員に代わり部活動を指導できる部活動指導員の増員に取り組んでまいりました。また、各校においては、実情に応じ部活動の任意加入及び複数顧問制にするなど、指導体制の改善に努めております。

これらの取組により、令和４年度まではほとんどの生徒が学校の部活動に所属しておりましたが、本年８月末現在の中学校１、２年生の所属割合を見ますと、部活動は約８０％、地域クラブ等は約１０％、いずれにも加入していない生徒は約１０％となっており、少しずつではありますが、生徒が活動主体を選択できる環境及び生徒、保護者の意識にも変化が広がりつつあると認識しております。

教育問題の部活動の地域移行についての第１点目は、以上でございます。

次に、教育問題の部活動の地域移行についての第２点目、部活動の地域移行における今後の進め方についてお答えいたします。

令和７年度から８年度は、今年度の現状を踏まえ、地域移行を進めるための基本方針等を再検討し、三沢市の実態にあった地域移行スタイルを市民の皆様に提案できることを目指しております。

部活動の地域移行を推し進めていくためには、地域における活動の受け皿づくりが不可欠であります。現状のままでは、現在約１０％の地域クラブ等の加入率が大幅に上がることは難しいと考えられます。学校部活動に代わる受け皿づくりをどのように進めていくのか、また地域クラブをどのように支援していくのか、さらに学校の部活動を全てなくすのか、そして学校の部活動も地域移行の一環として活用していくのか等、生徒及び保護者、地域の方々、各中学校の御意見を吸い上げながら、当市が目指す将来的な地域移行の姿を明確にするとともに、当市の実情にあったスタイルを関係団体、市民スポーツ課及び生涯学習課等との連携を強化しながら構築してまいります。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうございました。それでは、質問順に再質問させていただきます。

まず、１点目の当市のハラスメントの実態についての御答弁では、当市の実態として、令和３年度が８件、令和４年度が３件、令和５年度が１５件とのことでありました。前年度の１５件は多いと考えるのか、１５件しかなかったと考えるのか、聞きたいところではありますが、実態については理解しました。

壇上で申し上げたとおり、７割がハラスメントを訴えないとのことでありますので、見えている数字は、氷山の一角かもしれません。もしかすると、ハラスメントを理由に辞められた方、パワハラにより鬱状態になった方もおられるかも知れません。現状をしっかり把握することが必要だと考えております。

⑴の実態についての質問はありませんが、⑵の取組についての再質問になります。

御答弁では、今年度中にアンケートを実施するとのことでありましたので、現状を明らかにして対策を取っていただきたいと思いますので、アンケートを実施した後、結果を公表する考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（織笠一任君）　ただいまのアンケートの結果を公表する考えがあるのかという再質問にお答えいたします。

ハラスメントに関するアンケート調査の目的は、ハラスメントの実態の把握と調査を通じて、職員のハラスメントに対する知識や意識を高めたり、気づきを与えることで、ハラスメント行為を抑制する効果があるものと考えております。

御質問の調査結果の公表につきましては、働きやすい職場環境づくりにつながるものと考えておりますので、個人が特定されるおそれのある回答について十分注意した上で、アンケート対象者である職員への調査結果のフィードバックを行いたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　ありがとうございます。

結果については、当然、先ほど言っていたように、プライバシー保護とか個人情報の問題もありますので、公表できないのもあるかと思います。とにかく結果を生かしてほしいと考えておりますので、よろしくお願いします。

その再々質問になります。厚生労働省のサイト「あかるい職場応援団」によると、パワハラ対策の七つのメニューの中に、トップのメッセージというものがあります。

トップのお立場の市長から、ハラスメントはなくするべきもの、全職員が取り組むべき重要な課題であるという方針を発信する考えがあるかお伺いします。

○副議長（佐々木卓也君）　総務部長。

○総務部長（織笠一任君）　ただいまの市長からハラスメントに関する方針を発信する考えがあるかという再々質問にお答えいたします。

ハラスメントについては、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力発揮を阻害し、公務能率の低下や職場環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな課題であると認識しております。そのため、当市では、これまで、先ほどの答弁でもお答えいたしましたとおり、三沢市職員のハラスメントの防止等に関する要綱の制定及び相談窓口の設置のほか、ハラスメント防止研修などに取り組んでまいりました。また、さらなる取組として、今年度中に職場でのハラスメントについての職員アンケートの実施を検討しているところであります。

このことから、御質問の市長からのハラスメントに関する方針の発信につきましては、今後実施を予定しております職員アンケートの結果を分析した上で、適時適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　総務部長より大きな問題として安心して働ける環境に取り組むということで理解させていただきました。答弁ありがとうございます。

⑶の条例についての再質問はございません。ですので、次に部活動の地域移行についての再質問をさせていただきます。

答弁では、地域クラブ等に移行したのは１０％ということでの理解をさせていただきました。はっきり言って、進んでいないということだと思います。この１０％という数字は、県内では高いほうなのか、低いほうなのか、分かりましたら教えてください。

○副議長（佐々木卓也君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　この１０％の数字について、高いほうなのか低いほうなのかというふうなことでございますけれども、私どもとしては、そこのところについてはまだ把握しているところではございません。ですので、回答することは今のところできませんので、早急にその辺のところ、情報を集めて回答したいと思っております。

○副議長（佐々木卓也君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　ありがとうございます。

どこかがやったからそれに追いつけということではなく、逆に先にやって失敗してもみんなの意欲が伝わるものだと思いますし、遅くて慎重にやったからそれが結果としていいのかどうなのかというところもいろいろ考え方はあるかと思いますが、それで再々質問になりますが、教育委員会では、当然、今、説明していただいたように一生懸命取り組んでいるということは理解しました。基本方針も七、八年といって、それが早いのか遅いのかといったら、ちょっとスタートは遅いのではないかなと、三沢スタイルを頑張ってつくろうとしていても、ちょっとスピード的にはどうなのかという考えはありますが、そうは言っても根本的に今までと同じ体制では進まないのではないかなと思います。

昨日のことなのですけれども、中学校の地域懇談会に出席させていただいたときに、今日の一般質問で部活動の地域移行についての質問をするということを報告しましたところ、今年の春に御家族が代表になってクラブを設立して活動しているという御家族のお話が聞けたのですけれども、そのときにやはりユニフォーム、ボール、それから場所の確保などの様々な問題が次々と課題が出てきているという状況がありますというお話を聞けました。今後もっとその方からもお話を聞きたいと思っております。

壇上でも申し上げたとおり、宮下知事は教育委員会と部活動の切り離しと話されています。当市においても、スポーツ担当課、市民生活部が主導となった体制の整備が必要ではないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（佐々木卓也君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、今現在、７年度～８年度の部活動、どういうふうにあるべきか教育委員会で進めていると承知しております。

今後におきましても、さらに連携を図りながら、主導がどちらだ、あちらだではなくて、両輪で、相手に任せるのではなくて、お互いに協力して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐々木卓也君）　遠藤議員。

○８番（遠藤泰子君）　すみません、今の両輪の話はとても聞きやすいとは思いますが、本当に積極的にやらなければ何も変わらないので、その両輪が本当に積極的に変わるようなことを期待したいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○副議長（佐々木卓也君）　以上で、遠藤泰子議員の質問を終わります。

○副議長（佐々木卓也君）　本日の日程は、以上で終了いたします。

なお、明日も引き続き市政に対する一般質問を行います。

本日は、これをもって散会します。

午後　２時０８分　散会